

## 平成 29 年度 第 3 回理事会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 29 年 7 月 26 日（水） 正午～16 時 00 分

2. 場 所 岸記念体育会館 1 階 101・102 号室  
\* 12:00～ グループ・ミーティング  
\* 14:00～ 第 3 回理事会

3. 出席者 理事 20 名、監事 1 名  
\* 欠席：監事 2 名 江野澤吉克、相馬正

4. 陪 席 大江直之（事務局長）

5. グループ・ミーティング（12:00～）

グループ・ミーティングに先立ち、去る 6 月 28 日開催の定時社員総会にて理事就任が承認された夏樹陽子氏が出席のため、事務局長が理事・監事各位へ紹介し、本人より理事就任にあたり挨拶があった。

\* 理事・監事を三班に分け、本日の理事会審議事項として用意されている次の 3 つのテーマを話し合い、各グループで意見集約。

- 1 今後の本部・地方公式の在り方について
- 2 コマーシャル・マーケティングについて
- 3 業者の取扱いについて

6. 議長挨拶

高橋議長より次の通り挨拶。

現在、当協会の主要委員会である競技委員会、強化委員会、総務委員会の業務内容を検証・再構築している最中である。定款の施行についての細則第 9 条によれば、「理事会」は総務委員会の所管であるため、不慣れと察するが、今回の理事会から議事進行を増田総務委員長が行い、その補佐を事務局長が行うこととしたい。

また、議案説明や質疑応答についても、担当委員長から行い、その補佐を事務局長が行うようにし、戦略会議において理事会へ上程する原案作りについても、同会議へ担当委員会の委員長・副委員長に同席いただき作成するので、各位のご理解とご協力を願いたい。

#### 7. 議事録署名人

議長より、本理事会の議事録署名人は、定款第 42 条に基づき、議長である私と、安田岸雄監事になることを説明。

#### 8. 3R 宣言の確認

増田委員長より次の通り説明。

昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言書」を理事会の冒頭で朗読させていただく。

(3R 宣言書 朗読)

#### 9. 報告事項

##### (1) グループ・ミーティングの結果報告

増田総務委員長より、理事会前に行なったグループ・ミーティングにおいて、各班の書記役が代表として意見集約結果を発表願いたい旨説明。

##### 1 今後の本部・地方公式の在り方について

(A 班) 本部公式は、ISSF ルールに則り今現在も実施されており、今後についても継続する。地方公式は、現行の 100・200 個撃ちを 75 個撃ちへ変更する提案がグループ・ミーティング冒頭で会長からなされた。

一例として、北海道では地方公式へ 6～7 組程度の参加があるため、100 個撃ち競技を消化するのが困難なケースもある。75 個撃ちになれば組数が多い大会でも実施できる。一方で、組数が少ない大会の場合、75 個撃ち(=参加料が安くなる)になると、本部に送る公認料の負担が大きくなる。

本件については時間を掛けて整理していくべき。

(B 班) 生涯スポーツ (国体レベル選手)、競技スポーツ (ナショナル選手) という観点から、大会ルールや運営も 2 種に区分する必要がある。ルールについてはクレーの速度・角度を競技委員会で検討・決定いただく。

現行の 1 日で消化する地方公式は 100 個撃ち。75 個+ファイナルという ISSF ルール同様に行なえば大会が盛り上がる。2 日 200 個撃ちも同様に、予選 75 個+50 個-ファイナルが良い。

地方公式における審判員の問題については、休憩サイクルを考慮すれば、トラップ・スキートを両種目で 4~6 名の審判員が必要となる。選手が審判員を務めることはルール上 NG であるものの、経費負担が発生することを考慮すれば、当面は現状維持しか術が無いのではないかと。

(C 班) 地方公式を将来的に 75 個撃ちへ移行するという提案は賛成。

その理由としては、年齢や体力という問題は側面的に考え、ISSF に準じるため 75 個撃ちへ移行すると考えるべき。

100 個撃ちから 75 個撃ちへの移行に伴い、ランキング・公認料・参加料・段級位等の問題もあるため、周知に要する猶予期間を含めて移行時期を予め決定しないと混乱が生じる。

競技ルールについては、複雑化すると混乱や誤解が生じるのでシンプルなものを目指したい。例えば、ISSF ルールから飛行距離を一律 2m メートル下げるなど。または、75m±3m とすれば、一番低い速度は 72m、一番速い速度が 78m となり、許容範囲を大きく設定することで、地方協会が選択できる手法が良い。

## 2 コマーシャル・マーケティングについて

(A 班) ISSF ルールに基づいて国内の規定を作成するのが適宜。

(B 班) 本部方針を競技・総務委員会で決定し、地方協会を通じて会員選手へ指導する。

(C 班) A・B 班と同様、ISSF に準じた本部取り決めに添って運用。

### 3 業者の取扱いについて

(A 班) 業者関係者が役員を務め、協会運営に携わると利害関係などの問題が発生した経緯もあり、賛成意見は少なかった。

(B 班) 本部と地方協会で見解がかなり違う。  
地方協会では、業者の協力が無ければ運営に支障があるケースもあり、本部と地方協会の 2 パターン考える必要あり。

(C 班) 越権行為を行う業者は審議し罰則を与える、いわゆるガバナンスの問題。原則は協会のために業者へ協力してもらう。

高橋議長より説明。

A～C 班の報告で理事各位へ再認識いただきたい。

「ISSF ルール」に則れば、男子 125 個撃ち・女子 75 個撃ちに区分され、ファイナルがある。地方公式大会で平然と行われている選手が審判を兼務することは有り得ない。100 個・200 個撃ちも無い。

理事会では競技スポーツを目的とする国際ルールと、生涯スポーツを目的とする国内（国体）ルールに分けることについてご協議いただいている。

地方協会の団体自治を認めているので、希望があれば地方公式大会を ISSF ルールで実施しても構わないが、厳格な ISSF ルールによる地方公式大会を実施できる地方協会は皆無。国内（国体）ルールの検討は、単に飛距離やセット方法だけでなく、審判員や審査団等を含む大会運営についても議論しなければならない。

加えて、日本のクレイ射撃界は極度の高齢化に陥り、当協会の登録会員年齢データ上でも 50 歳以上が約七割となっている。高齢の会員選手でも楽しめる大会を企画する必要もあり、国体毎年開催復帰のため、女性会員や若年層会員を増やす施策も必要となる。

## (2) 裁判報告

事務局長より説明。

去る7月19日、東京地裁で審尋が行われ、担当弁護士から配布資料の通り報告書が届いている。同期日に原告・被告双方が最終準備書面を提出して結審する予定だったが、裁判官からの指示で、有江氏の件を整理するためにもう1回期日を入れることになった。従って、次回期日の8月25日にて結審となる。

## (3) 競技委員会報告

佐藤競技委員長より説明。

競技・審査両委員会より配布資料の通り、国内（国体）ルールに関するトラップ・スキートの飛距離やセットについて、理事会へ提案申し上げたい。理事各位へクレーの飛距離やセットに関する経緯について、ご理解願うために、過去の国際ルールにおける資料も添付した。

「昔は80m飛んでいた」...過去のセットの方が難しかったよう話を耳にした方も多いと思われる。昭和62年頃のセットは70～72m程度しか飛んでおらず、角度、高さも現在より楽なセットであった。

（\*高さ・角度があるセットは飛距離が短く設定されていた）

平成に入ってから72～75mとなり、この中に80mのクレーが含まれていたが、80m飛ばすセットは角度の易しい撃ちやすいものであった。

私自身の見解では、逆に現行の方がずっと難しい。今のトラップのセットは角度、高さに関係なく全て76m(±1m)なので、15枚のクレー全ての速度が異なる。

過去、昭和60年代、平成初め頃は飛び出すクレーが同じ速度で出るようなセット方法であったことを鑑みれば、これから国内（国体）ルールの議論にあたり、高齢な選手でも撃ち易いよう、速度が一定になるクレーセットを考案するのが課題と考える。

高橋議長より説明。

クレーセットの考案は専門性があるため、定例打合せ（会長・専務理事・総務委員長・事務局長）に競技正副委員長や審査委員長も同席いただき、原案を作成させていただく。原案作成後、グループ・ミーティングの意見

集約を経て理事会にて審議することで整理していきたい。

#### (4) その他

##### ◆ISSF アドホック委員会

事務局長より説明。

ISSF アドホック委員会の資料を入手したため、配布資料に添って報告させていただく。ISSF は、2020 年東京五輪で実施する競技種目を選定するためにアドホック委員会という特別委員会を設置した。

アドホック委員会は IOC が有する「通信簿」に着目。

例えば、2016 年リオ五輪の結果、当該競技の観客動員数が何万人居て、観戦チケットの売上が幾ら、ネットでのアクセス数が何件、マスコミ等に取り上げられた放送時間の平均は何時間…といった詳細多岐に亘る実績調査データを、IOC は民間会社へ委託し保有している。この手法は、日本体育協会の国体実施競技選定と同じである。

IOC はこの実績調査データを下に、オリンピック実施競技を選定しており、ISSF としては「通信簿」で加点を取るために、メディアや一般大衆受けを狙ったルール改正を盛んに行ない、従来のファイナルからメダルマッチ方式へ改正され、メダルマッチ方式からこの度のファイナルズ方式に代わった。

東京五輪における実施競技種目は、去る 6 月 9 日開催の IOC 臨時総会で既に決定している。クレール射撃競技は、トラップ男女、スキート男女、トラップミックスの計 5 種目となり、オリンピック参加選手数はクレール・ライフル・ピストルを合わせたリオ五輪の 390 名から 30 名減り、360 名となった。射撃の他、体操・ウェイトリフティング・レスリング・水泳・セーリング・ボート計 7 競技の削減された選手数合計は 349 名、減った選手数が東京五輪追加競技・種目として認定された野球・ソフトボール、空手、スケートボード等の新種目へ回っている。オリンピック自体が飽和状況にあり、既存の競技・種目で少しずつ削って新競技・種目に充当されている。この手法も国体と同様のやり方だ。

また、ジェンダーの関係では、IOC が男子選手と女子選手を 50%・50%に

することを強硬に進めている背景事情により、射撃競技ではリオ五輪時で男子 217 名(60%)・女子 146 名(40%)であった比率が、男子 180 名(50%)・女子 180 名(50%)となった。この比率変更により、男子種目の QP 獲得はハードルが高くなり、女子は低くなったことになる。

ISSF アドホック委員会の結論としては、ISSF は将来に亘り射撃スポーツをオリンピックに存続し続けることを最優先にし、クレ-5 種目・ライフル 5 種目・ピストル 5 種目計 15 種目を死守していくことを決めた。この 15 種目を死守するために結果として、ダブルトラップ男子・50m ライフル伏射男子・50m ピストル男子の計 3 種目が東京五輪から外れることになった。

#### ◆新会館について

事務局長より説明。

日本体育協会より新会館に関する説明会があり、資料を入手したので配布資料に添って報告する。

岸記念体育会館が老朽化のため建て替えとなる。場所は、現在建設が進む新国立競技場（千駄ヶ谷）の隣になり、14 階建てのビルに様変わりする。日クレ本部事務局は、抽選の結果、6 階（75 m<sup>2</sup>）となった。新会館の完成予定が東京五輪前年の 2019 年 5 月と伺っている。今から 2 年後に新会館へ移り、現在ある岸記念体育会館は取り壊されて公園になるようだ。

なお、新会館 1～2 階には「オリンピック・ミュージアム」が設置される予定。

## 10. 審議事項

### (1) 今後の本部・地方公式大会の在り方について（\*継続審議）

高橋議長より説明。

報告事項（3）で説明した通り、定例打合せ（会長・専務理事・総務委員長・事務局長）に競技正副委員長や審査委員長も同席いただき、原案を作成させていただく。原案作成後、グループ・ミーティングの意見集約を経て理事会にて審議することで整理していきたい。

## (2) グランド・マスター大会について

増田総務委員長より配布資料の大会要項案に添って説明。

大会コンセプトは、会員の高齢化に伴い「楽しむ競技会」とすること、本部・地方協会の親睦や交流促進としている。

期日は11月11～12日の2日間、伊勢原射撃場にて予定。参加条件は60歳以上。実施種目・定員はトラップ108名とスキート72名。

競技ルールとして、パウダークレイを使用し、トラップ72m(±1m)、スキート64m(±1m)。1日目50個、2日目25個の計75個撃ち。上位1～3位同点の場合はシュート・オフを行う。優勝者には麻生太郎杯を授与。

競技以外ではBBQや賞品くじ引き抽選会等を企画している。収支試算については、配布資料を参照願いたい。

高橋議長より、理事・監事方々におかれては、くじ引き用賞品の提供をお願いしたい旨補足説明。

質疑応答後議場に諮り、グランド・マスター大会の実施要項(収支含む)が承認された。

(全員挙手により賛成)

## (3) コマーシャル・マーキングについて

増田総務委員長より説明。

グループ・ミーティングの報告を伺うと、主はISSF規定に準じたものが良いとの意見が多かった。参考までに、現行ISSFルール上のコマーシャル・マーキングの規定・規格を配布したが、ISSF規定で表記された「国名」を「県名」と置き換えればご理解いただけると思う。若干の修正は必要であるが、総務委員会にてISSFルールを基本とした国内版コマーシャル・マーキング規定を今後作成し、次回理事会で提案申し上げたい。

事務局長より補足説明。

これから作成されるコマーシャル・マーキング規定について、本部公式と地方公式の双方を制限するのか、或いは地方公式は努力義務程度で良いのか、各位の意見をいただきたい。



本日の理事会へ出席されている夏樹陽子理事より伺った話だが、テレビ業界等では、協賛・提供企業以外の広告は全てNGである。今後、協会が行う競技会にスポンサーが付いた場合、制限する必要も出てくる。

また、サッカー界ではユニフォームの下にヘイトスピーチ（差別的表現）が描かれたシャツを着用し、ゴール後のパフォーマンスで露出し問題になったことを鑑みれば、誹謗中傷表現やヘイトスピーチは認められないことを明記すべきと考える。

また、ISSFルール上、腰から上は諸々の制限がある、腰から下の部分は自由。従って、腰から下の部分に「〇〇銃砲店、××射撃場」といった表示はセーフと解釈される。

高橋議長より、定例打合せにて競技委員会の意見を聴取の上、コマーシャル・マーケティングの原案を作成し、次回の理事会へ提案する旨説明。

#### （４）業者の取扱いについて

増田総務委員長より説明。

グループ・ミーティングの報告を伺うと、本部は別として地方協会については業者方々に役員になって積極的に協力願う意見が多かった。

高橋議長より、A班書記役を務めた柏木理事へ反対理由の説明を求め、柏木理事（書記役）より、利害が絡むために役員としての公平な判断ができなくなる恐れがあるという意見が多数あった旨を説明。

夏樹理事より意見。

本部や地方協会には様々な職業の方がいらっしゃる。自分も芸文クラブの事業に参加すると、「サインください」「写真撮ってください」という要望に、休む暇なく応じてきた。私だけではなく、芸文クラブの会員である芸能人は全て同じ、歴代理事長を務められた三橋氏や森繁氏でさえ、快く要望に添って対応してきた。これは事業に参加いただいた会員選手へのサービス、感謝の気持ちを持つことが肝要。

業者関係も同様で、サービスを金銭に換算してはならない。理性的、常識的に話し合っていけば良いと考える。

高橋議長より説明。

本部・地方協会の事業や運営執行にあたり業者の協力は必要。A班の報告通り中には利己主義な者もいる。これは本部や地方協会の団体自治（ガバナンス）で解決すべき問題である。

日本体育協会の付帯条件があることを前提に、本部においては、業者が学識経験者理事に就任することは良いが、従来通り、ブロック選出理事としてはご遠慮いただくという方針が適宜と考える。

増田総務委員長より補足説明。

本部・地方協会が倫理規定や3R宣言書に基づく団体自治（ガバナンス）をしっかりと構築し、自浄作用が働くようにしておくことが肝要。

当然、団体自治の取り決めに従わないものは罰則等が科せられることになり、付帯事項が徐々に緩和されていくことに繋がるとご理解いただきたい。

本戸常務理事より意見。

日本体育協会の評議員を務めさせていただき、日本体育協会や他団体関係者との関係が良好。要望や意見等が必要であれば申し入れたい。

高橋議長より、各位の意見を下に、業者の取扱いに関する原案を作成し、次回の理事会へ提案する旨説明。

#### （５）表彰名及び表彰内容細則の一部改正について

増田総務委員長より、次の通り議案説明。

以前の理事会で承認を受けた細則を２箇所改定したい。

- 1 第6条「表彰は、毎年6月に実施する」を「毎年2月」に変更したい。  
6月は協会の決算期に当たり、本部事務局の全ての事務処理が煩雑になり、表彰申請者の審査・確認作業を並行することが困難。
- 2 表彰対象内容を細かく定義しているため、審査・確認作業が必要となり、且つ、表彰時期が年1回となる。  
例えば、本部公式大会の運営に尽力いただいた個人・団体へ感謝の意

を込めて表彰しようとしても、現行規定から判断するとタイムリーに行うことができない。

従って、細則に「感謝状」を発行できるよう項目を追加し、理事会より委任を受けた会長・総務委員長の判断で、相応しいタイミングに感謝状を発行・授与できるようにしたい。

質疑応答後議場に諮り、表彰名及び表彰内容細則の一部改正が承認された。  
(全員挙手により賛成)

(6) その他(チームワッペンについて)

増田総務委員長より次の通り議案説明。

前回の理事会時にサンプル提示したチームワッペンについて、各位より賛意をいただいていた。

統一したものにするか、都道府県協会により自由度を持たせる(色や書体を変える等)か、各位のご意見を伺いたい。

また、平成30年度第73回福井国体までには、47都道府県チーム全てが射撃ベストにチームワッペンを射撃ベストへ貼付・表示いただくことが理想と考えている。本年度の第72回愛媛国体まで後2ヶ月程度であり、試験的に理事・監事各位のご理解・ご協力をいただき、国体へ出場する所属協会代表選手に、チームワッペンを貼付・表示いただきたい。

丸石常務理事(国体委員長)より補足説明。

これまでの理事会において、国体時のドレス・コードに関する議論が出た経緯があるが、曖昧な部分が残っている。他競技における国体選手を見ると、同県の選手はほぼ同じ服装で競技に臨んでおり、クレー射撃はバラバラの感が否めない。

但し、クレー射撃は各選手が射撃ベストを着用するため、統一感を持たせるのは困難であり、唯一、所属が判別できるのはゼッケンだけという状態。今後は、国体におけるドレス・コードをきっちり決めて、例えば、平成30年度福井国体からは射撃時はチームワッペンを貼付・表示した射撃ベストを着用、会場内は都道府県体育協会から支給されたユニフォームを着用するよう義務付けすることが適宜と考える。

増田総務委員長より補足説明。

ある程度強制力が無いと、各選手の認識が上がらない。また、サンプルのように青字に白文字で統一された方が作成する側も楽ではあるが、ある程度自由度はあってもいいと思う。

競技委員長や審査員長より提案があり、都道府県名はローマ字より認識し易い漢字でいきたい。

柏木理事より意見。

チームワッペンの初期目的は、選手がどこの県の選手か判別できるという点からスタートしている。選手がどこの所属か分かれば、必ずしもワッペンを統一する必要性も無いと思われるような気がします。

県によってはTシャツなどを揃えている県もあり、従来からワッペンを貼付・表示している県もある。最初の目的に戻り、協議すべきではないか。

増田総務委員長より、柏木理事からの意見について、当初の高橋会長からの意向で、「強制はしない」ということを原点に置いている旨説明。

夏樹理事より意見。

射撃スポーツは紳士、淑女、そして格好良い人たちがやっているというイメージをどんどん出していくべき。選手が様々なTシャツやワッペンを身に着けるよりは統一感があつた方が良く考える。

オリンピックの時、開会式で日本選手団を見ると素敵なユニフォームで格好良いと思うが、フランスチームのユニフォームはもっと良い。

やはり日本はもっとオシャレ度と言うべきか、文化・芸術方面の意識を高めていくべきと考える。

個人戦で臨む試合に、身に着けるものは個々自由で良いが、国体のような大きな大会であれば、会員以外に一般の方々が会場に見えられるし、外国人も居るかも知れない。選手が格好良いと思われれば射撃のイメージにも繋がる。更に、女性射手を増やしたいと考えるならば、選手が身に付けるものは重要テーマである。

丸石常務理事より説明。

射撃業界は協調性が乏しいと指摘されることが多々ある。チームワッペンを通じて、協調性を高めたいと考えている。オリンピックであれば「チーム日本」であり、国体であれば「チーム何々県」といった感じで、何か共通するものを作りたいと考えている。

強制では無く、賛同者を増やしていくイメージで臨みたい。

菊本理事より、チームワッペンはどの範囲まで想定しているのか。国体選手のみか、と質問があり、丸石常務理事より、島根は強化選手まで配ろうと考えている。逆に、国体選手以外は付けてはいけないという規制は考えていない。所属選手で希望すれば、誰でも付けて構わない旨説明。

高橋議長より説明。

定款で普及・振興と競技力向上が明記されているので、選手同志の競争心が湧き、連帯感も生まれる。射撃ベストの背に県名が表示されていれば、国体のみならず地方公式でも東京の選手と神奈川の選手が競っている時に、一目瞭然で分かる。言わば、対象は国体選手だけでなく会員全員と考えられる。チームワッペンの主旨に賛同いただき、取り敢えず理事・監事方々が所属する県協会から普及いただければ、徐々に浸透すると思われる。

議長から議場に諮り、チームワッペンの作成が承認され、理事・監事方々が所属する県協会所属選手へチームワッペンの貼付・表示することが承認された。

(全員挙手により賛成)

次回：第4回理事会

平成29年9月20日(水) 12:00～ グループ・ミーティング

14:00～ 理事会

以上